





















月1日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合も、受講しているものとみなします。

なお、2級技術者及びその他技術者（大臣認定者等）が監理技術者講習終了証を保有している場合は、該当しないため「2」を記入します。

### 「資格者証交付番号」

建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。

### 「評価点について」

技術職員に係る評価点については次のとおりです。（P44～47参照）

1級技術者		監理技術者補佐となる資格を有する者	基幹技術者	2級技術者	その他
監理技術者証保有かつ監理技術者講習受講	1級技術者であって左記以外の者		レベル4技能者	レベル3技能者	
6点	5点	4点	3点	2点	1点

### 「CPD単位取得数」

技術者が、審査基準日以前1年間に認定されたCPD単位数を、認定団体ごとに下表で掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記入します。

1人当たり最大30単位まで記入できます。

審査基準日以前1年間に認定されたCPD単位数 ÷ 各認定団体に対応する数値 × 30 = CPD単位取得数

認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12

公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(例) (一財) 全国土木施工管理技士会連合会が認定するCPD単位を審査対象年度内に40単位認定された場合

$$40 \div 20 \times 30 = 60 \div 30 \quad ※ \quad \text{一人当たり最大30単位まで}$$

→ 30を「CPD単位取得数」欄に記載する。

※ CPD単位とは、建設系CPD協議会、建築CPD運営会議又は建築設備士関係団体CPD協議会に加盟する団体によって認定を受けた継続学習単位を指します。

※ CPD単位取得数を技術職員名簿に記入する場合は、(公財)青森県建設技術センターで経営事項審査事前確認を受ける際に、確認書類として、認定されたCPD単位数を証明する書類を提出してください。

※ 詳細については、青森県建設業ポータルサイトに掲載する資料を御確認ください。

### 【2業種限定の考え方】

現行で評価対象となっている業種の中から任意の2つを選択できます。1つの資格で評価対象から2つ選択する方法、2つの資格からそれぞれ1つずつ選択する方法のどちらも適用されません。

(例) 技術者A (1級土木施工管理技士と1級電気工事施工管理技士を保持) と技術者B (2級造園施工管理技士を保持) の2名が在籍している場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
A	1級土木	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎											◎			◎
	1級電気								◎																							
B	2級造園																								◎							



技術者ごとに2業種まで選択する

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
Aの選択(例)		◎							◎																							
Bの選択(例)																									◎							

※ 重複が制限されるのは、経営事項審査に係る技術力（Z点）の評価部分であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない主任技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で主任技術者等になることができます。

なお、評価対象となる技術者を記入しなかった業種であっても、建設業許可を有し、工事の施工にあたり技術者を配置できる業種については、経営事項審査を申請することができます。

#### 4 その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）

##### 項番 4 1 「雇用保険加入の有無」

コード	説明
1	その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合
2	上記の届を提出していない場合
3	従業員が一人もいない等のため雇用保険の適用が除外される場合 (従業員が1人でもいるとき、あるいは週20時間以上で31日以上引き続き雇用されることが見込まれるパートタイマーがいる事業所は適用除外とはなりません)

##### 項番 4 2 「健康保険加入の有無」

コード	説明
1	従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険の適用が除外される場合又は年金事務所で適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）等に加入している場合

【国民健康保険組合の例】全国建設工事業、建設連合、全国左官タイル塗装業、全国板金業、中央建設、全国土木建築等

##### 項番 4 3 「厚生年金保険加入の有無」

コード	説明
1	従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合

##### 項番 4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」

コード	説明
1	審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）を締結している場合
2	締結していない場合

※ 林業退職金共済制度は対象外です。

項番 **4** **5** 「退職一時金もしくは企業年金制度導入の有無」

コード	説明
1	<p><b>【審査基準日において、以下のいずれかに該当している場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている場合</li> <li>・独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されている場合（中小企業退職金共済事業本部の退職金共済契約等）</li> <li>・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている場合</li> <li>・厚生年金基金が設立されている場合</li> <li>・法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されている場合</li> <li>・確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する企業型年金が導入されている場合</li> <li>・確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されている場合</li> </ul>
2	いずれにも該当しない場合

項番 **4** **6** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」

コード	説明
1	<p>審査基準日において、下記団体等との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）建設業福祉共済団</li> <li>・（一社）建設業労災互助会</li> <li>・全日本火災共済協同組合連合会</li> <li>・（一社）全国労働保険事務組合連合会</li> <li>・保険会社</li> </ul> <p><b>【契約内容が次の要件を全て満たしているものが対象となります。書面に記載があるか、又は確認できる書類があるかご確認ください。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること</li> <li>②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること</li> <li>③労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基因となった災害のすべてを対象とすること</li> </ul>
2	締結していない場合

※工事に係る第三者賠償責任補償保険は対象外です（入札参加資格申請に関するものです。）。

項番 **4** **7** 「営業年数」

初めて建設業許可（登録）を受けてから、審査基準日までの許可（登録）を受けていた営業年数を記入します。表内の年号については不要なものを消します。

（12ヶ月に満たない月数は切り捨てます。許可がない営業期間は年数に含めません。）

項番 **4** **8** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

コード	説明
1	平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合
2	その他の場合

項番 **4** **9** 「防災協定の締結の有無」

コード	説明
1	国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合 申請者が所属する社団法人等が、国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合
2	締結していない場合

項番 **5** **0** 「営業停止処分の有無」

コード	説明
1	審査対象年において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。

※営業停止開始の日ではなく、処分書が交付された日でカウントします。

項番 **5** **1** 「指示処分の有無」

コード	説明
1	審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。

項番 **5** **2** 「監査の受審状況」

コード	説明	補足
1	審査基準日において、会計監査人設置会社が、有価証券報告書又は監査報告書（無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されているもの）を行っている場合	会計監査人とは、会社法で定められている、取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士又は監査法人のみが就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
2	審査基準日において、会計参与設置会社において、会計参与報告書が提出されている場合	会計参与とは取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士（もしくは監査法人）または税理士（もしくは税理士法人）のみ就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
3	審査基準日において、建設業の経理実務経験者が、所定の確認項目（P88 参照）について確認し、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出した場合	「経理処理の適正を確認した旨の書類」は、項番 <b>5</b> <b>3</b> 「公認会計士等の数」に含まれる方のみが署名することができます。 二級登録経理試験合格者は署名できません。また、顧問会計士、顧問税理士など社外の者は対象となりません。
4	上記1～3以外の場合	

## 項番 5 3 「公認会計士等の数」及び 5 4 「二級登録経理試験合格者の数」

＜公認会計士等＞

以下の者の合計の数を記入します。

・公認会計士又は税理士

①これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

②国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

・一級登録経理試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

＜二級登録経理試験合格者＞

・二級登録経理試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

なお、職員に含まれない者（監査役・パート等）が当該資格を保有していても、審査対象とはなりません。

※ 詳細については、青森県建設業ポータルサイトに掲載する資料を御確認ください。

## 項番 5 5 「研究開発費（2期平均）」

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額の平均を記入します。上記項目5 2で、会計監査人を設置している会社のみ評価対象となりますが、**会計監査人設置会社以外の建設業者は、カラムに「0」を記入します。**

また、表内のカラムに、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額を記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

## 項番 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」

**（※確認資料についてはP126～のQ&Aを参照してください。）**

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表（P48参照）に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があつた場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、**同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの**並



びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定する  
 っり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入します。

なお、締結中のリース契約が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、引き続き  
 リース契約を締結するとき又は当該リース契約を締結している機械を取得するときは、「建  
 設機械のリース契約に関する申出書」（P49 参照）を提出した場合に限り台数に含めることが  
 できます。

#### <大型自動車について>

大型ダンプ車の自動車検査証により判断します。

- ① 初度登録年月が審査基準日以前であること
- ② 車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上であること
- ③ 審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
- ④ 備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること、  
 又は、表示番号の後に（建）と記載があること（手書きで（建）と記載されている  
 場合は、運輸支局等名の小印が押印されていること）。

【例1】青森 建 ○○○○

【例2】青森 営 ○○○○（建）

以上①から④までの要件を満たしている場合、評価対象となります。

#### <評価対象となる移動式クレーンについて>

労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式  
 クレーン検査証（P98 参照）の写しが提出される場合に評価対象とします。

【移動式クレーンの例】トラッククレーン、ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）、  
 クローラクレーン、クレーン船など ※ 固定式クレーンは対象外

#### 項番 **5** **7** 「ISO9001の登録の有無」

コード	説明
1	審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場 合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られ ている場合を除く。）
2	受けていない場合

#### 項番 **5** **8** 「ISO14001の登録の有無」

コード	説明
1	審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている 場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限ら れている場合を除く。）
2	受けていない場合

#### 項番 **5** **9** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」

・「技術職員数（A）」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、  
 「若年技術職員数（B）」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、  
 「若年技術職員の割合（B/A）」の欄には「若年技術職員数（B）」の欄に記載した数値を  
 「技術職員数（A）」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説明
1	審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上に該当する場合
2	該当しない場合

※ 記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

## 項番 6 0 「新規若年技術職員の育成及び確保」

(※P126～のQ&Aに留意してください。)

- ・「新規若年技術職員数（C）」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合（C/A）」欄には「新規若年技術職員数（C）」の欄に記載した数値を前項「技術職員数（A）」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説明
1	審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合
2	該当しない場合

※ 記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

## 項番 6 1 「CPD単位取得数」

技術者（主任技術者又は監理技術者になるべき資格を有する者及び1級又は2級の第一次検定に合格した者）が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位（建設系CPD協議会、建築CPD運営会議又は建築設備士関係団体CPD協議会に加盟する団体によって認定を受けた継続学習単位）が対象となります。

- ・「CPD単位取得数」欄には、「技術者数」欄に記載した者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の合計を記載します。CPD単位の合計は、別紙二技術職員名簿等の「CPD単位取得数」欄に記載したCPD単位数を合計して算出します。ただし、「CPD単位取得数」に算入できるCPD単位数の合計は1人当たり最大30単位までです。
- ・「技術者数」欄には、技術職員名簿に記載した者のうち、主任技術者又は監理技術者になるべき資格を有する者及び1級又は2級の第一次検定に合格した者の数を記載します。

※ 詳細については、青森県建設業ポータルサイトに掲載する資料を御確認ください。

## 項番 6 2 「技能レベル向上者数」

・「技能レベル向上者数」欄には、「技能者数」欄に記載した者のうち、審査基準日以前3年間で、建設キャリアアップシステムにおける技能レベルが1以上アップした者の人数を記入します。

・「技能者数」欄には、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者の数から、建設工事の施工の管理に従事した者の数を除いた人数を記載します。

※ 建設工事の施工の管理に従事した者であっても、工事の施工の管理の他に工事の施工に従事した者は「技能者数」に含めてください。

・「控除対象者数」欄には、「技能者数」欄に記載した者のうち、審査基準日前3年より以前に技能レベル4の判定を受けた者の人数を記載します。

※ 詳細については、青森県建設業ポータルサイトに掲載する資料を御確認ください。